

議長	局長	次長	主幹	書記

平成 30 年 6 月 11 日

養父市議會議長 様

議員氏名 谷 垣 満



政務活動概要報告書

政務活動の概要を下記のとおり報告いたします。

記

- (
- 1 活動月日 平成 30 年 5 月 14~18 日 (月~金)
 - 2 活動場所 JIAM 全国市町村国際文化研究所
 - 3 活動者氏名 谷垣 満 ほか 2 名
 - 4 活動内容 「市町村議會議員研修 [5 日間コース]」

新人議員のための地方自治の基本 受講

15 日 9:25~12:00 「地方自治制度の基本について」

講師：愛知大学地域政策学部教授 野田 遊氏

13:00~17:00 「地方議会制度と地方議会改革の課題について」

講師：山梨学院大学大学院社会科学研究科長・法学部教授 江藤 俊昭氏

(16 日 9:25~12:00 「地方議員と政策法務」

13:00~15:35 「条例演習・意見交換」

15:50~17:00 「発表・全体討議・まとめ」

講師：東北大学大学院法学研究科・公共政策大学院教授 荒井 崇氏

17 日 9:25~15:35 「地方議会と自治体財政」

15:50~17:00 「意見交換・質疑応答」

講師：関西学院大学法学部 金崎 健太郎氏

18 日 9:25~12:00

「分権時代の地方議員に期待されていること」

講師：白石市長 山田 裕一氏



議長	局長	次長	主幹	書記
	井伊	伊藤	寺内	小川

別記様式

平成 30 年 6 月 11 日

養父市議会議長 様

養父市議会議員 谷 埼 満



研修成果報告書

養父市議会議員研修要項第 7 条の規定により、下記のとおり成果を報告します。

記

- 1 研修日時 平成 30 年 5 月 14~18 日 (月~金)
- 2 研修先 JIAM 全国市町村国際文化研究所
- 3 研修目的 「市町村議会議員研修 [5 日間コース]
新人議員のための地方自治の基本」 受講
- 4 成果 (具体的に)



○ 「地方自治制度の基本について」

講師：愛知大学地域政策学部教授 野田 遊 氏

ガバメント（統治）からガバナンス（相互自治）への転換期における地方自治は、住民を主役に据えて行政や議会との新しい関係を築き、「より良い自治の運用秩序を目指す」方向へとシフトしつつある。二元代表制における議会の住民代表機能や政策立案機能、監視機能の精度を高め発揮する事で、新しい時代に求められる民主主義・住民自治の体制構築につながり、これから時代に求められる議会の役割であるとの指摘は、自治法に定める権限の単なる付託から、縮小時代における民主主義のあり方を求める進化（成熟）の過程であると感じた。

問題を正確に把握しないと対策（政策）を誤る。問題発見がその後の全てを決める。課題認識の誤りは多く、手段が目的化している 等の指摘から、議員・議会の示す「問題認識と定義」の重要性を感じた。政策の根幹である問題・課題の不適な定義は、後の政策成果や、さらにはその先の市民幸福にまで作用するとの指摘は、綿密な課題把握と、精密な調査研究を有する過程が必要であると認識させられた。

○ 「地方議会制度と地方議会改革の課題について」

講師：山梨学院大学大学院社会科学研究科長・法学部教授 江藤 俊昭 氏

二元代表制における議会は、住民自治の根幹として「重大な権限」を担っていることを自覚・再認識することから議会改革の主旨と必要性を議論するべきである。

少子高齢化・人口減少による課題の山積や、地方分権により地域経営の自由度が増し、財政危機による選択と集中が求められる現代の外部環境をふまえ、首長と議

会の適切な関係性を再構築する必要性が生まれてきたことは前記のとおりである。政策サイクル（PDCA）に討議（discussion）と議決（decision）を付加するという講師の指摘は、討論による検討経過を確保するとともに、住民による「議員・議会を通じた間接的な検討・意思決定」を市政・自治の執行プロセスに盛り込む事であると理解した。養父市議会においても議会基本条例に討論の尊重を掲げ、委員会での自由討議の機会を設けている。未知の時代への変革期において、より良い市政の実現に向けた市民・議会・首長の関係性構築の一端とすべきであると感じた。

○ 「地方議員と政策法務」・「条例演習・意見交換」・「発表・全体討議・まとめ」

講師：東北大学大学院法学研究科・公共政策大学院教授 荒井 崇 氏

地方分権一括法施行以前は、国の仕事である機関委任事務が県で7～8割、市町村で3～4割を占めていたが、それぞれ3割、1.5割に縮小され、各地方自治体の自治事務を主体とし、各省庁から示される通知（技術的助言）を参考に、法令を自治体自ら解釈し執行していく事が求められてきた。折しも地方創生の必然性が増す現代においては、その自治体能力の優劣に比例して国の関与・支援の度合いに差が出てくる時代であり、自治体自らで定める政策法務の重要度が増していると理解した。

国の指針に準じ、各自治体特有の時代背景や経済条件、風土や国民性に即した、より効果的・効率的な政策を執行できるかが重要であり、時代に求められる住民自治の仕組み（市民・議会・首長のより良い関係性と意思決定プロセスの充実）を昇華させるとともに、議員の政策法務能力を養うべきであるとの指摘と理解した。

本講義では、各地の議員と混成のグループワークにより議会基本条例策定を行い、発表・全体討議で共有を図った。その過程において、日本各地方自治体で異なる環境・条件・課題が示され地方分権・地方創生の主旨を実感し、多様性を互いに尊重した政策法務の難しさを再認識するとともに、草案であれ合意形成に至ったことは議論・討論の重要性と有効性を示した結果であった。

○ 「地方議会と自治体財政」・「意見交換・質疑応答」

講師：関西学院大学法学部 金崎 健太郎 氏

自治体財政について予算立案の時間的・組織的プロセス、地方交付税の算定や起債等の基準、また議員として予算・決算のチェックポイントなど具体的な事例を基に監視機能の向上を図る講義であった。

決算カードを基に養父市財政を眺めたとき、自主財源比率が低いものの過疎債や辺地債など有利な起債を用いることができるほか、基金残高も多いことから、将来負担など健全化判断比率の他市町との比較では良い状態であった。しかし財政力指数が低いことは留保財源が確保できにくい状態であることに変わりはなく、国全体の社会構造や経済規模の縮小が予測されるなか、持続可能な養父市の実現に新たな自主財源確保は必須であり、さらには減少していく生産人口に対する社会負担増の抑制には注力する必要を感じた。

また自治体間競争は流入・流出人口だけでなく、国の支援や財源確保の大きな要素である時代となっており、自治能力の向上は首長・職員に委ねるものではなく、執行者（首長・職員）と議会・市民も含めた三位一体で取り組むことが望ましいと

感じる。そのような視点で自治体財政を考えると、自治法で定められ全国一律の基準で数値として示される決算は、自治体能力を可視化した評価（成績表）と捉えることができる。数字の増減だけでなく、その事由にこそ自治能力向上の要素や課題が潜んでおり、そのような眼力を培うことで議員の監視機能は最大限生かされるものと感じた。

○「分権時代の地方議員に期待されていること」

講師：白石市長 山田 裕一 氏

地方議員の果たす役割として「住民目線での活動」を軸に講義が進められた。役所感覚ではない感性や地域を熟知した専門的な知識を有していることこそ、地域のリーダーであり市民の付託と信頼を受ける議員であるとの指摘は、声なき声をすくい上げ、セイフティネットからこぼれてしまいがちな弱者の代弁者となることも議員の役割の1つであると受け止めた。

「監視機能」においては行政の気付かない視点（市民目線）で指摘・判断との大切さや、「政策立案機能」においては全国一律の政策から外れがちな地域課題に目を配る事が必要であるとの指摘があった。また大きな役割の1つである「説明責任」においては議員として総論賛成・各論反対にならないよう、議論による合意形成を図るとともに、「議決機能」について、その判断に至った経緯（プロセス）の説明を重視するようにとの指摘は、市民は議員に議決権を付託しているのではなく、賛否に至る経緯で市民の代表として、しっかりと調査研究し、多様性を認めながら議論・討論を行い合意形成に導く作業を付託しているのだと理解した。議会での活動は執行部とのやり取りであるが、あくまで市民の代表としてその権能を付託されている事実を再認識できた講義であった。